

日 薬 業 発 第 447 号
令 和 6 年 2 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」の公布につきましては、令和6年2月7日付け日薬業発第419号にてお知らせしたところですが、医療扶助におけるオンライン資格確認が本年3月1日から開始されることに伴い、レセプト請求の留意事項が示されました。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年2月26日

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
一般社団法人日本保険薬局協会

御中

厚生労働省社会・援護局保護課

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、貴会におかれましては、生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年11月29日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第339号。）により、医療扶助におけるオンライン資格確認が本年3月1日から開始されます。

これにより、被保護者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、急迫その他やむを得ない事由を除き、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととなります。

つきましては、運用開始に伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項等を下記のとおりお示ししますので、ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

記

1. レセプト請求の運用における留意事項

医療扶助におけるオンライン資格確認等システムの運用開始以降は、当該システムを導入する医療機関等（以下「導入医療機関等」という。）は、当該システム上の情報※が原則正しいと判断し、レセプト請求を行ってください。

※ 未委託の医療機関等については、レセプト請求に必要な情報（受給者番号）が表示されない仕様であるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

また、福祉事務所において医療保険者等向け中間サーバーに資格情報等の登録を行っていない場合、「該当資格 なし」と表示されるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

2. 薬剤情報等の閲覧開始について

運用開始に伴い、医療保険と同様に被保護者が持参したマイナンバーカードで受付時に閲覧の同意をしている場合、医療機関等は薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報及び健診情報※の閲覧が可能となります。

※ 処方・調剤情報は、本年4月以降、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧できます。

※ 健診情報は、令和6年4月以降に受診した健診情報が閲覧可能となります。

3. 医療扶助のオンライン資格確認等導入に伴う業務の流れ及び留意事項について

導入医療機関等の受付担当者や医師等（医師・歯科医師をいう。）及び薬剤師向けに、業務の流れや留意事項等を整理している「病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」及び「薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」が医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアルの一覧」）に掲載されておりますので、ご確認の上、適宜ご対応をお願いします。

4. 医療扶助のオンライン資格確認等導入後のオンライン資格確認等システムの設定変更について

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係るシステム改修が完了した医療機関等につきましては、オンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で医療扶助関連項目の「医療扶助情報：利用する」を選択いただくことで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。対応手順は、「オンライン資格確

認等システム操作マニュアル（管理者編）」に掲載されておりますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

当該対応を実施することで、厚生労働省が原則月次で更新する医療扶助のオンライン資格確認導入医療機関等のリストに反映されます。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室 医療係
TEL：03-5253-1111（内線 2829）